会務報告

インドネシア税理士会との友好協定締結と合同カンファレンスについて

国際部長　長谷部　光哉

1　はじめに

2017年4月14日、インドネシア・バリのイナ・グランドバリ・ビーチホテルで、日本税理士会連合会とインドネシア税理士会（IKPI）との友好協定が締結された。前日の13日には、ジャカルタ市内のインドネシア国税総局（DGT）への訪問後、同税理士会館で、両国の税務専門家制度に関する合同カンファレンスが開催された。同友好協定は、当部にとっても数年来の課題であり、これで日税連が締結した他国の税務専門家団体との友好協定数は15となった。

同国税理士制度の概要は【図表1】に示す通りである。同制度は財務大臣規則及びDGT長官規則に基づくものであり、今回の締結の背景には日本に倣った職業法制定実現への契機としたいとのインドネシア側の意向があったことをまずは紹介しておきたい。

2　友好協定の締結

友好協定文書は日本語と英語で表記され、神津日税連会長とスバキルIKPI会長とが署名した後、協定書の交換を行った。締結式には、DGTからアルファン官房長、オディン組織管理課長、ネッティ広報課長なども参席した。

締結式は、スバキル会長の歓迎のあいさつから始まり、同会長からは、この友好協定により両団体の交流が本格化されることで、両国税務専門家制度の更なる発展を実現したいとの強い希望が述べられた。続いて神津会長からは、日税連は税務専門家団体の先達として、インドネシア側に対して今後も積極的な協力を継続したいとの意向が示された。協定書交換後には、アルファン官房長から、祝辞とともに、両団体の更なる交流により、インドネシアにおいても職業法制定に向けた道筋が明確化されることへの期待が寄せられた。

3　インドネシア国税総局への訪問

13日早朝、ジャカルタ市の中心市街地にあるDGTビルを訪問し、アルファン官房長ほか、2016年より4度にわたる日税連への訪問やAOTCA香港会議時のミーティングに参加した幹部職員の歓迎を受けた。

同国の国税組織（3万7987人）は、DGTを頂点に33の地域国税局、553の税務署等（大規模署4、中規模納税者向け署28、小規模納税者向け署309、税務普及相談向け署207、データ処理センター5）から構成され、ジャカルタ所在の地域国税局は大規模納税者向けの組織を併設している。DGTは近年国際的に普及が進む管理会計論のフレームワークであるバランスト・スコアカード（BSC）を適用し、【図表2】の通り、「租税歳入の最適化」を最終戦略目標に掲げた戦略マップを作成・運用している。直面する課題としては事業者登録者のうち申告納税者が占める割合の低さ（法人税48％、所得税61％、全体60％）の解消が挙げられる。DGTはこの点を「タックス・コンプライアンス文化の構築」ととらえ、多種・多様な施策を打ち出してきた。そして、その延長線上の課題として、同国税理士制度の質量の両面からの更なる発展があると想定され、日本の税理士制度がロールモデルととらえられているのである。

4　両国の税務専門家制度に関する合同カンファレンス

13日10時30分から16時まで、IKPI会館3階会議室にて、合同カンファレンスが開催された。DGT幹部職員及びIKPI役員を中心に約100人が参加し、その内容は【図表3】に示す通りであり、Q&Aセッションでは、活発な質疑応答がなされた。日税連に対する質問は税理士の不祥事に対する税理士会の対応体制、会費、税理士事務所の収入源に関する事項についてであった。そして、最後にインドネシア側の参加者から、「税理士数が3000人程度のインドネシアでは職業法制定はまだハードルが高いのではないか？」との問題提起がなされたところ、神津会長が「日本の税理士法は1951年に制定され、日税連は1952年3月に設立が許可された。しかし、同月末現在、税理士会員数はわずか4778人であった。日本の歴史から検証できるように、要は会員の努力次第でハードルは下がるのではないか」と助言した。筆者としては、合同カンファレンスの中でこの場面が最も印象的であった。

5　今後の課題

インドネシアは日本の約5倍の国土を有し、人口約2億5500万人（2015年）、名目GDP約8619億ドル（同年）、ココナッツなどの農業、ニッケル、天然ガスなどの鉱業が主力産業である。近年の経済成長（平均実質経済成長率5・68％：2010～2016年）を背景に道路・鉄道・通信などのハードインフラ及び税務専門家制度を含む法制度などのソフトインフラの整備・改善が急務とされ、その裏付けとなる財政基盤の確立が希求されている。

こうした状況の下、政府側では申告納税制度に基づく租税歳入の増加への期待が高まる反面、国民側では法制度への信認が十分とはいえず、タックス・コンプライアンスが低調である点が国家的な課題と認識されている。そのため、独立した専門家として国民の納税義務の適正な実現を図る日本のような税理士制度への期待が増している。これらのことから、私見ではあるが、今回の友好協定締結と初めての合同カンファレンスの開催を契機に、日税連としても、アジア地域での重要性を増す同国における税理士制度の発展に貢献することが、日本国や日本の税理士制度の発展にもつながると確信するところである。

最後に、今回のインドネシア訪問に多大なご協力をいただいた、DGTのアルファン官房長をはじめとする幹部職員の皆様、IKPIのスバキル会長をはじめとする役職員の皆様に厚く御礼を申し上げるとともに、ご多用中にもかかわらず終始同行していただいた国際税務情報研究会の伏見俊行委員、インドネシアJICA専門家の小杉直史氏に衷心より感謝を申し上げて、拙稿を結ぶものとする。

【図表1】インドネシア税理士制度の概要

名　　称	税務コンサルタント（KONSULTAN PAJAK：邦名インドネシア税理士）
根拠法令	税務コンサルタントに関する財務大臣規則111／PMK.03／2014号及び税務コンサルタントの規定の実施指針に関するDGT長官規則PER-13／PJ／2015号
職能団体	インドネシア税理士会(IKATAN KONSULTAN PAJAK INDONESIA：IKPI)／インドネシア税務コンサルタント協会(ASOSIASI KONSULTAN PAJAK PUBLIK INDONESIA：AKPPI) 両組織合計で3301人（DGT公表データ）
独占業務	税務コンサルタントサービス（サービス提供先である納税義務者別で認定レベルを設定） Aレベル：個人の納税義務者（居住者）のみ Bレベル：個人（同上）及び法人（内国法人）の納税義務者のみ Cレベル：すべての個人（居住者・非居住者）及び法人（内国法人・外国法人）の納税義務者
資格取得	三つのいずれかのルートにより資格を取得できる。 ①学士課程又は指定された大学の税務教育課程の卒業者（Aレベルのみ取得可能） ②認定試験合格者（レベル別に試験内容が異なる） ③DGT退職者で認定試験レベルに相当する職務経験者
資格認定機関	税務コンサルタント認定実施委員会（PPSKP：第三者機関）
試験実施機関	IKPI
登録・監督機関	DGT

【図表2】インドネシア国税総局戦略マップ（2015年）

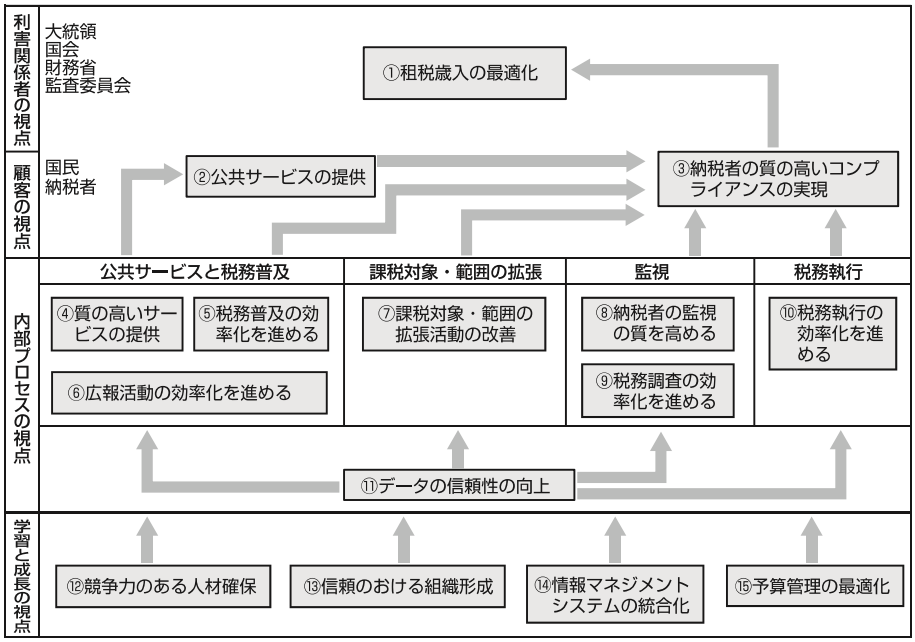

【図表3】合同カンファレンスプログラム

プログラム	講演者
開会挨拶	DGT・ヘスツ指導サービス広報局長
日本の税理士制度の概要	日税連・長谷部国際部長
日本の税理士制度の歴史―発展と困難の歴史	日税連・神津会長
日本の税務行政と税理士制度	日税連・伏見国際税務情報研究会委員
インドネシア国税総局による講演	DGT・オディン組織管理課長
インドネシアの税務専門家制度	IKPI・ルストン国際部長
Q&Aセッション（質疑応答）	―